

ASK ニュース

Vol.0215

2016年8月17日(水)

担当：MS事業部 中嶋

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 3-22-21

損保ジャパン日本興亜名古屋ビル 1F

ASK 税理士法人

TEL 052-971-1122 FAX 052-971-4488

配偶者控除

はじめに

9月より与党で2017年度税制改正議論を開始するとニュースがあり、その中で「配偶者控除」をはじめとする所得税の抜本的な見直しを行うとされました。今回は、この見直しで議論される「配偶者控除」について取り上げます。

配偶者控除とは

配偶者控除とは、控除対象の配偶者がいる納税者が受けられる所得控除で、一般の控除対象額は38万円となっています。

この控除対象の配偶者とは、次の4つの要件に当てはまる人を言います。

- ①民法の規定による配偶者であること
- ②納税者と生計を一にしていること
- ③年間の合計所得金額が38万円以下であること
- ④青色申告者の事業専従者としてその年を通じて一度も給与の支払を受けていないこと又は白色申告者の事業専従者でないこと。

配偶者控除を受けるために、「年収103万円以内に抑えないといけない。」と言われるのは、③の合計所得が38万円以下というので関係しています。

所得は、収入から必要経費を差し引いて求めます。給与収入の場合では、必要経費として給与所得控除を原則65万円差し引くことができます。

例えば給与が103万円だとすると、

給与103万－給与所得控除65万＝所得38万となり、所得が38万円以下になるため配偶者控除の対象となります。

所得が38万円を超えても、ある基準までは段階的に控除できる「配偶者特別控除」という制度もあります。

配偶者控除は廃止？

配偶者控除は専業主婦している配偶者がいる納税者に一定の配慮をしてあげようという考えから生まれたものですが、専業主婦だった女性がパート労働に出るようになりました。そこで専業主婦世帯とパート主婦世帯での「不公平感」が強まり、さらに女性の社会進出促進のためにも、配偶者控除の廃止が検討されることとなりました。代替えとして夫婦世帯を対象とする「夫婦控除」が検討されているようです。この控除は、配偶者の収入に関わらず適用される見通しで、どのような働き方を選択しても同じ結果となる中立的な制度になる模様です。

おわりに

配偶者控除が廃止されるかは、まだ未定ですが、廃止によっては、納税額が増え家計に負担がでるケースも考えられます。また、働き方も大きく変わってくることも考えられます。今後の動向には注目しておく必要があると思います。